

大分県がん患者社会参加応援事業 Q&A

令和6年4月1日現在

No.	質問	回答
共通		
1	年齢制限はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限はありません。 ・未成年の方の場合、申請者は保護者となります。
2	就労を前提としない場合でも対象者になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労以外にも様々な形で社会参加を目指すがん患者の方への支援を目的としていますので、社会活動への参加のために補整具や副作用ケア用品を購入する場合は対象となります。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・脱毛したら必ずウィッグを購入しないといけないのか ・副作用が出たら必ずケア用品を購入しないといけないのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者さんが全員購入しないといけないものではありません。治療と就労、社会参加等の両立をするために助成対象用品が必要であれば購入し活用してください。
4	購入日に制限はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・購入日によって制限があります。 ・令和6年度の場合は、令和6年4月1日以降に購入した用品が対象です。
5	申請日に制限はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は購入年度の3月末日(必着)まで(ただし、3月購入分のみ、翌年度の4月末日(必着)まで申請できます。) ※末日が休日の場合は、申請は直前の開庁日までとなります。 【令和6年度の場合】 令和6年4月1日～令和7年3月31日購入分が対象 ※ただし、令和7年3月1日～3月31日購入分に限り、令和7年4月30日(必着)まで申請できます。
6	通信販売で購入し、送料や振込手数料がかかった場合は対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・送料や振込手数料は対象となりません。
7	対象用品を購入する際にかかった消費税は対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となります。助成対象額は、「本体価格＋消費税」です。 ・ただし、ウィッグは、<u>ウィッグ本体価格(頭皮保護用ネット含む)＋消費税</u>が対象となります。
8	領収書がないので、代わるものとして、レシートを提出してよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは購入店に領収書の発行をお願いしてください。 ・領収書の発行が難しい場合は、領収書と同等の内容の記載(①購入日、②購入品名(助成対象品であることがわかる記載)、③購入金額、④購入者氏名)の全てが確認できるものを併せて提出してください。 (例:レシート＋お客様控(お買い上げ明細書)等)
9	インターネット(クレジットカード決済)で購入したため、領収書がない場合はどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは購入店に領収書の発行をお願いしてください。 ・領収書の発行が難しい場合は、領収書と同等の内容の記載(①購入日、②品名(助成対象品であることがわかる記載)、③金額、④購入者氏名)の全てが確認できるものを提出してください。 (例:クレジットカードの利用明細書＋納品書(お買い上げ明細書)等)
10	店舗で、クレジット払いで購入した。領収書が発行されなかったがどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは購入店に領収書の発行をお願いしてください。 ・領収書の発行が難しい場合は、領収書と同等の内容の記載(①購入日、②品名(助成対象品であることがわかる記載)、③金額、④購入者氏名)の全てが確認できるものを提出してください。 (例1:クレジット売上票＋お客様控(お買い上げ明細書)等) (例2:クレジットカードの利用明細書＋お買い上げ明細書等)
11	クレジットカード等のポイントを利用して購入した場合、ポイント利用分も助成対象経費となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・値引きとしての扱いになるので、ポイント利用分の額は対象外となります。

大分県がん患者社会参加応援事業 Q&A

令和6年4月1日現在

No.	質問	回答
12	領収書の宛名が対象者本人ではない場合に、必要な書類はあるか。	・追加書類として、対象者からの申立書(「誰々(続柄が必要)が購入した〇〇(用品名)は、自分の物で間違いはない」等)を提出してください。
13	がん治療を受けていることがわかる書類とは、何を提出すればよいか。	<p><ウィッグ・副作用ケア用品> ・薬物療法の説明書や治療方針計画書など、副作用として脱毛または皮膚(爪を含む)の変化が考えられる抗がん剤名等の記載が入った書類</p> <p>【必要記載項目】 ①氏名、②治療を行った医療機関名、③日付(治療時期)、④「脱毛または皮膚(爪を含む)の変化の副作用を伴うがん治療」が分かる記載</p> <hr/> <p><乳房補整具・バスタイムカバー> ・手術に関する入院診療計画書、手術説明書など</p> <p>【必要記載項目】 ①氏名、②治療を行った医療機関名、③日付(治療時期)、④「乳房の切除を伴うがん治療」が分かる記載</p>
14	申請後いつ頃に振り込まれるのか。	<p>・申請書の受付後、内容を審査し、概ね1ヶ月以内には振込となります。</p> <p>・ただし、書類に不備や不足がある場合、追加提出を依頼する場合は、1ヶ月以内で振込まれない場合もあります。</p> <p>・また、書類の不備や不足により、助成金を支給できないことがあります。</p>
15	申請者へ振込の連絡はあるのか。	・助成を決定した場合は、交付決定通知書とあわせて、振込時期についてお知らせする文書を申請者あて送付します。

補整具購入費助成

1	対象となるウィッグは、医療用ウィッグに限られるのか。	<p>・医療用ウィッグでなくても対象となります。</p> <p>・全頭用(フルウィッグ)のみが対象となり、部分的なかつらや部分的に毛髪がついた帽子などは対象外です。</p>
2	日本毛髪工業協同組合の加盟組合員となっている業者以外のウィッグは対象外か。	・助成対象となる業者については特に指定していません。
3	ウィッグのJIS規格(JIS S9623)適合品以外のウィッグは対象外か。	・JIS規格適合品以外でも助成対象となります。
4	ウィッグの付属品(ウィッグのスタンド等)やウィッグの日常的なケア用品(クリーナー、リンス、ブラシ等)は、助成対象となるのか。	<p>・対象となりません。</p> <p>・ただし、ウィッグは、本体以外に頭皮保護用ネットも対象となります。</p>
5	乳房(胸部)補整具とは	<p>・胸部のがん術後の方の、胸部を補整する補整下着や補整パッド等のことです。</p> <p>・シリコン等を体内へ挿入する際の費用や、体型維持のための補整具は対象外です。</p>
6	対象となるウィッグ、又は補整下着等は1人1つか。	<p>・購入される個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて1回で申請することは可能です。</p> <p>・ただし、申請できるのは1人1回で、購入額合計の1/2(千円未満切り捨て、上限2万円)の助成となります。</p>

大分県がん患者社会参加応援事業 Q&A

令和6年4月1日現在

No.	質問	回答
7	治療を受けた日は令和6年4月1日以前だが、対象になるのか。	・治療を受けられた時期は問いません。 ※共通4項・5項もご確認ください。
8	乳房補整具の購入費助成を希望するが、乳がんの手術が数年前で、手術に関する書類が手元がない場合は、何を提出すればよいか。	・医療機関に依頼の上、証明書又は当時の該当書類のコピー等を提出してください。 (証明書の再発行に伴い、証明書料などが生じた場合の料金は、助成の対象外です)

副作用ケア用品購入費助成		
1	脱毛に対処する用品とは	・頭皮を健やかに保つためのスカルプローション(頭皮用ローション)や発毛・育毛効果が見込まれる発毛剤・育毛剤、まつ毛の脱毛に対する育毛剤等になります。
2	皮膚(爪を含む)の変化に対処する用品とは	・爪の割れやはがれ、爪周りの炎症に対応するテープや、肌や爪の乾燥を防ぐためのクリーム・オイル・ローション、刺激を避けるための日焼け止め等になります。
3	縮毛矯正やウェーブパーマ、染毛の施術代金は助成対象か	・物品ではないので助成対象外です。
4	ヘアブラシやドライヤーの購入代金は助成対象か	・物品ではありますが耐久品なので助成対象外です。
5	ネイルサロンで施術した代金は助成対象か	・物品ではないので助成対象外です。
6	眉毛の入れ墨(アートメイク)は助成対象か	・物品ではないので助成対象外です。
7	「その他知事が認める副作用ケア用品」とはどんなものか?	・副作用ケア用品は多岐にわたるので、「がん治療におけるアピアランスケアガイドライン」に基づき判断します。このため、助成対象外となる用品もあります。
8	対象となる副作用ケア用品の個数に制限はあるか。	・購入される個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて1回で申請することは可能です。 ・ただし、申請できるのは 1人年1回 で、購入額合計の1/2(千円未満切り捨て、 上限8千円)の助成となります。
9	治療を受けた日は令和6年4月1日以前だが、対象になるのか。	・治療を受けた日が令和6年4月1日以前も対象となりますが、副作用を伴う治療を受けた又は現に受けていることが分かる 書類に記載の最終治療日から5年以内 であることが必要です。 ※共通4項・5項もご確認ください。

大分県がん患者社会参加応援事業 Q&A

令和6年4月1日現在

No.	質問	回答
10	申請できる場合と申請できない場合を具体的に教えてほしい	<p>【令和6年度申請の場合】 以下の例を参照ください。</p> <p>(例1) 令和5年12月5日が抗がん剤治療最終日 副作用ケア用品を令和6年2月15日・令和6年8月10日・令和6年11月30日に購入 → 令和6年2月15日購入分は助成対象外(令和6年4月1日以前購入分は対象外のため) 令和7年3月31日までに令和6年8月10日・令和6年11月30日購入分をまとめて申請</p> <p>(例2) 令和元年10月1日が抗がん剤治療最終日 副作用ケア用品を令和6年2月5日・令和6年8月15日・令和6年11月20日に購入 → 令和6年2月5日購入分は助成対象外(令和6年4月1日以前購入分は対象外のため) 令和6年11月20日購入分は助成対象外(副作用を伴う治療から5年経過以降は対象外のため) 令和7年3月31日までに令和6年8月15日購入分を申請</p>